

旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則の一部を改正する細則を次のように定める。

(令和6年7月17日学長裁定)

旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則の一部を改正する細則

旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則(平成16年学長裁定)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>○旭川医科大学における学生等のハラスメント<u>等</u>の相談への対応に関する細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>旭川医科大学ハラスメント及び性暴力等の防止等に関する規程</u>(平成16年旭医大達第163号)(以下「規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、学生等からのハラスメント<u>等</u>(規程第2条に定めるハラスメント<u>等</u>をいう。以下同じ。)の相談への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(相談員)</p> <p>第2条 学生等からのハラスメント<u>等</u>に関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、総括相談員及び相談員(以下「総括相談員等」という)を置くものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(苦情相談への対応)</p> <p>第4条 ハラスメント<u>等</u>に関する苦情相談を申出する者(以下「相談者」という。)は、相談員を自由に選択することができるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>○旭川医科大学における学生等のハラスメントの相談への対応に関する細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>旭川医科大学ハラスメント防止規程</u>(平成16年旭医大達第163号)(以下「規程」という。)第6条第2項の規定に基づき、学生等からのハラスメント(規程第2条<u>各号</u>に定めるハラスメントをいう。以下同じ。)の相談への対応に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(相談員)</p> <p>第2条 学生等からのハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、総括相談員及び相談員(以下「総括相談員等」という)を置くものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(略)</p> <p>(苦情相談への対応)</p> <p>第4条 ハラスメントに関する苦情相談を申出する者(以下「相談者」という。)は、相談員を自由に選択することができるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(略)

(ハラスメント等防止対策委員会への報告)

第6条 総括相談員は、苦情相談の内容に応じて、規程第9条のハラスメント等防止対策委員会に調査が必要である旨を報告する。

(庶務)

第7条 学生等のハラスメント等の相談への対応に関する庶務は、学生支援課が行うものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、学生等のハラスメント等の相談への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。

#### 附 則

この細則は、令和6年8月1日から施行する。

#### 【改正理由】

性暴力に関して、明記するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を図るものである。

(略)

(ハラスメント防止対策委員会への報告)

第6条 総括相談員は、苦情相談の内容に応じて、規程第9条のハラスメント防止対策委員会に調査が必要である旨を報告する。

(庶務)

第7条 学生等のハラスメントの相談への対応に関する庶務は、学生支援課が行うものとする。

(その他)

第8条 この細則に定めるもののほか、学生等のハラスメントの相談への対応に関し必要な事項は、学長が別に定める。